

○ 行二令
財務省告示第二百三号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省）
平成十二年五月十七日より告示する。
条件等を次のように定む。
二十二年五月十五日第五条第十一項の規定に依り告示する。
二十二年六月九日

國庫短期証券（第一百七回）佳彦

二 一
の法發号名稱及び記
條律行項及の根拠そ拠

四 三
發行方法の適
用振替等の法

一を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財
国定特あ争入。一格替適下へ債項五項律計号資四政
債め別つ入札に以を機用一平成十三年法、及条、第に一金号法
市る参て札発によ下競闘を振替式第一九十九条昭和二年
場も加、と行る争は受けたる条昭和二年
特の者財同一発行価に日けるもとのい
別にご務時と行格付本銀もとのい
參よと大にい（以競し銀行のう）
加るに臣行う（以争て行のう）。
者発応がわ（以下入行とし。）
・行募各れ及一札わする
第へ限國るび価一れ。の
I以度債入価格とる。そ規
非下額市札格競い入の定。

九 八	七 ロ イ	六 ロ イ	五 方 募	
振額最 替 単 位 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	低行争非者特国入価込 額入価・別債札格金 札格第参市発競金 發競I加場行争額	行争非者特国入価 入価・別債札格行 札格第参市発競 發競I加場行争額	行争非者特国入価 入価・別債札格 札格第参市 發競I加場行争	
千 万 円 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	四四十四 千千六兆 四三万九 百百五千 円七千六 億円百 七三 千十 七五 百億 六九 六十 二千 二万四	額円額 面面 金金 額額 でで 四四 四兆 三千九 三百九 九億 六百 五十 億	込募各当も各 み限国ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を圃別応ち 割内參募応 りに加額募 當お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申応りい	価 格 競 争 入 札 發 行 一 と い う 。

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発				
払 者	入 場	元 金	償 還	償 行	争 入 債	非 別 債	特 札 格	国 市 場	入 札 發 競 加	価 格	發 行 競 爭
期 日	参 加	支 払	金 額	限 期	札 格	第 參	參 市	市 場	競 加	價 格	日
平 成 二 十 二 年 五 月 知 つ 。 十 七 日 た 者	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ 。 を 受 け た 者	日 本 銀 行 百 百 業 業	額 面 金 支 額 を き 付 き の 百 翌 業 業	償 還 る 償 償 と き 償 は に う 、 そ が 月 年 八 月 八 月 十 六 日 日 に	当 た し と 、 二 、 百 円 、 期 月 月 行 休 業 日 に	平 成 大 臣 行 額 百 円 に う 、 そ が 月 年 八 月 八 月 十 六 日 日 に	平 成 大 臣 行 額 百 円 に う 、 そ が 月 年 八 月 八 月 十 六 日 日 に	十 七 面 七 面 錢 金 募 錢 金 厘 百 格 厘 百 六 円 五 毛 毛 以 九 上 九 十 九 九 九	額 額 一 額 厘 百 格 厘 百 六 円 五 毛 毛 以 九 上 九 十 九 九 九	額 額 一 額 厘 百 格 厘 百 六 円 五 毛 毛 以 九 上 九 十 九 九 九	額 額 一 額 厘 百 格 厘 百 六 円 五 毛 毛 以 九 上 九 十 九 九 九

十額の十額 平す額の
七面応七面 成るの記
錢金募錢金 二。整載
一額価一額 十二数又
厘百格厘百 一二倍は
六円五円 年の記
毛に毛に 五月金録
つにつ 月額は
つき上き 十七に、
九の九 よ最
十九そ十 日る低
十九れ九 も額
円ぞ円 の面
九れ九 と金